

未成年者の口座開設にあたってのご案内

未成年者が口座開設をお申込みになる場合には、次の各項目にしたがってお申込みください。

1. 総合取引口座申込書の記入

1. 口座開設されるご本人(未成年者)の情報をご記入ください。
2. ただし、『ご確認事項』欄については、次の情報をご記入ください。
 - ・「証券投資のご経験」欄は、「ご署名される親権者の方」の情報を、それ以外の欄は、**未成年者の方**の情報をご記入ください。
3. 約諾書については、すべての親権者の方がご確認のうえ、お一人の方が自署・ご捺印ください。
約諾書に関するご理解については、親権者の方のご理解の状況となります。
なお、捺印される「確認印」を「未成年者の取引に関する同意書」における「確認印」としてもご捺印ください。
4. お取引暗証番号については、親権者の方に設定をお願いいたします。

2. 当社にご提出いただく書類

① 総合取引口座申込書

② 未成年者の取引に関する同意書

- ◆ 「未成年者の取引に関する同意書」の内容をご理解いただいたうえで、ご記入・ご捺印のうえ当社にご提出ください。
- ◆ 同意書の親権者は、法律上の「親権者」をいい、すべての親権者の同意が必要です。

③ 親権者であることの確認書類および本人確認書類

未成年者本人とすべての親権者の方の氏名・住所・生年月日が記載されたものを、下表から一つご提出ください。

* 親権者がお一人の場合には、「親権者が単独である」ことの確認が必要となりますので、必ず『戸籍謄本』と『附票』をご提出ください。

* 親権者がおられず、未成年後見人が選任されている場合には、別の書類が必要となりますので、当社までご連絡ください。

<本人確認書類>

書類の種類	注意事項
住民票の写し (コピー不可*原本)	・「世帯主」「続柄」の記載が必要です。 ・未成年者本人の「続柄」が「子の子」となる場合(世帯主が祖父母などの場合)には、「筆頭者」欄の記載が必要です(「筆頭者」欄を省略しないでください。) ・6ヵ月以内(当社受付日時点)に作成されたものといたします。
戸籍謄本 (全部事項証明書)+ 附票 (コピー不可*原本)	・戸籍謄本には住所の記載がないため、必ず「附票」を添付してください。 ・「戸籍抄本」(個人事項証明書)は承ることができません。 ・6ヵ月以内(当社受付日時点)に作成されたものとします。
各種健康保険証 (コピー)	・「夫、妻、子」と記載されているものに限ります。 ・「扶養・被扶養」「男・女」という記載では続柄の確認がとれないため承ることができません。

3. 口座開設後のお取引

- ① 各種お取引(*)は、親権者の方から承ります。あらかじめご了承ください。
*ご購入・ご解約、お取引残高の照会、各種登録事項のご変更、各種書類のご請求など
- ② 未成年者ご本人がお取引をなさる場合には、その都度親権者の方の同意を確認させていただきます。
親権者の方から直接同意を確認できるまで、お取引は受け付けられませんのでご注意ください。

上記事項にご不明な点がございましたら、当社までご連絡ください。